

【重要】V2H 充放電設備の補助金交付申請について

一部のV2Hメーカーによれば、需要の急増や部材の供給不足等により、設備の納期が長期化しているとのことです。補助金交付申請にあたっては、設備の納期や工事完了時期（注）を十分ご考慮ください（時期については販売会社・工事施工会社様にお問合せください）。

- (注) ・設備の発注（申請者から販売会社・工事施工会社等への発注）および施工開始は、交付決定通知書発行日以降である必要があります。
・工事完了・支払完了後の、「実績報告」の提出期限：令和5年1月31日（火）
※期限を過ぎて提出された場合は、補助金の交付を受けることができません。
(詳細は、[応募要領](#)をご参照ください)

【よくあるご質問】

No.	質問	回答
1	納期が長期化しているのはどのメーカーの製品ですか。	納期につきましては、販売会社・工事施工会社様等にお問合せください。
2	すでに申請しているが、工事完了や実施報告が提出期限に間に合わない場合はどうなりますか。	応募要領 に記載のとおり、すでに交付申請をしている場合や交付決定を受けている場合でも、実績報告が期限までに提出されない場合は、補助金の交付を受けることはできません。
3	メーカーや型式を変更することはできますか。	応募要領 に記載のとおり、申請後に設備のメーカーや型式を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取下げ、交付申請受付期間内に再度交付申請をする必要があります（取下手続きが完了するまで新たな申請を受け付けることはできません）。
4	実績報告の提出期限を延長することはありますか。	現時点では実績報告の提出期限を延長する予定はありません。
5	交付申請の提出期限は予定通り10月31日で変わりありませんか。	V2H 充放電設備の補助金は、電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車等の導入補助事業に含まれるため、同事業の執行状況により、交付申請の提出期限が10月31日より早まる可能性もあります。センターホームページ（トップページ）のお知らせ欄や「CEV 補助金の予算残・申請受付終了見込み」でご確認ください。

No.	質問	回答
6	実施報告が提出期限に間に合わない可能性があります。申請を提出してもいいですか。	交付決定までの所要期間（不備不足なく交付申請が受付された日から1～2ヶ月程度）と、設備の納期や工事完了の見込時期を十分ご検討いただき、実績報告を期限内に提出できる見込みがある場合にのみ申請をお願いします。

以上